

制定	平成24年	9月19日	原規総発第120919089号	原子力規制委員会決定
改正	平成26年	2月28日	原規総発第14022830号	原子力規制委員会決定
改正	平成26年	10月10日	原規総発第1410101号	原子力規制委員会決定
改正	平成27年	5月28日	原規総発第1505281号	原子力規制委員会決定
改正	平成27年	12月28日	原規総発第1512281号	原子力規制委員会決定
改正	平成29年	10月19日	原規法発第1710192号	原子力規制委員会決定
改正	平成30年	9月7日	原規法発第1809072号	原子力規制委員会決定
改正	令和元年	5月10日	原規法発第1905101号	原子力規制委員会決定
改正	令和2年	3月30日	原規法発第2003307号	原子力規制委員会決定
改正	令和4年	3月31日	原規総発第2203311号	原子力規制委員会決定
改正	令和6年	1月25日	原規総発第2401252号	原子力規制委員会決定

原子力規制委員会保有個人情報管理規程を次のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会

原子力規制委員会保有個人情報等管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第10条）
- 第3章 教育研修（第11条）
- 第4章 職員の責務（第12条）
- 第5章 保有個人情報等の取扱い（第13条—第23条）
- 第6章 個人情報ファイルの取扱い（第24条）
- 第7章 情報システムにおける安全の確保等（第25条—第39条）
- 第8章 情報システム室等の安全管理（第40条・第41条）
- 第9章 保有個人情報等の提供等（第42条）
- 第10章 個人情報等の取扱いの委託（第43条・第44条）
- 第11章 サイバーセキュリティの確保（第45条）
- 第12章 安全管理上の問題への対応（第46条—第48条）
- 第13章 監査及び点検の実施（第49条—第51条）
- 第14章 補則（第52条—第54条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、原子力規制委員会における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（以下「保有個人情報等」と総称する。）の適切な管理のための措置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、個人情報保護法、番号法及び原子力規制委員会行政文書管理規則（原規総発第120919003号）の定めるところによる。ただし、「課室等」とは、原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）に規定する課（原子力安全人材育成センターに置かれる課を含む。）、原子力規制庁組織細則（原規総発第120919002号）第3条に定める部門及び課に準ずるものとして総括保護管理者が定めるものを、「課室等の長」とは、当該課の長並びに参事官、安全技術管理官及び安全規制管理官並びに課に準ずるものとして総括保護管理者が定めるものをいう。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 原子力規制庁次長（以下「次長」という。）は、原子力規制委員会における総括保護管理者として、原子力規制委員会における保有個人情報等の管理に関する事務を総括するものとする。

2 次長は、前項に規定する事務を原子力規制庁長官官房総務課法令審査室長（以下「法令審査室長」という。）に行わせることができる。

(公文書監理官)

第4条 長官官房に置く公文書監理官は、次長を助け、原子力規制委員会における保有個人情報等の管理の実質責任者として事務を行うものとする。

(副総括保護管理者)

第5条 法令審査室長は、原子力規制委員会における副総括保護管理者として、この規程に定める事務を処理し、原子力規制委員会における保有個人情報等の管理に関して次長を補佐するものとする。

2 法令審査室長は、原子力規制庁長官官房総務課法令審査室の室長補佐（個人情報保護担当）を総括保護管理担当者とし、この規程により処理することとされた保有個人情報等の管理に関する事務を行わ

せることができる。

(主任保護管理者)

第6条 課室等の長は、原子力規制委員会における主任保護管理者として、この規程に定める事務を処理し、課室等における保有個人情報等の管理に関する事務を掌理するものとする。

2 主任保護管理者は、各課室等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(主任保護管理担当者)

第7条 主任保護管理者は、当該課室等の長の補佐、係長又はそれに相当する者の中から主任保護管理担当者となるべき者又は官職を指定するものとする。

2 主任保護管理担当者は、主任保護管理者を補佐し、各課室における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第8条 次長は、原子力規制委員会における監査責任者として、原子力規制委員会における保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第9条 次長は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、必要があると認めるときは、副総括保護管理者等を構成員とする委員会を設け、必要に応じて開催することができる。なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることが望ましい。

(特定個人情報等の管理体制等)

第10条 主任保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定するものとする。

2 主任保護管理者は、事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定するものとする。

3 主任保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに関し、次に掲げる組織体制を整備する。

(1) 特定個人情報等の漏えい等（漏えい、滅失又は毀損等をいう。以下同じ。）の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全管理の上で問題となる事案が発生した場合の報告連絡体制

(2) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(3) 特定個人情報等を複数の課室等で取り扱う場合の各課室等の任務分担及び責任体制

第3章 教育研修

(研修)

- 第11条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して、必要な教育研修を行う。
- 3 総括保護管理者は、主任保護管理者及び主任保護管理担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 主任保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

- 第12条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、副総括保護管理者、主任保護管理者及び主任保護管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- 第13条 個人情報の保有は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の利用及び提供)

- 第14条 主任保護管理者は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を利用し、又は提供してはならない。ただし、個人情報保護法第69条第2項各号に該当すると認めるときは、この限りでない。

(アクセス制限)

- 第15条 主任保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性(特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無をいう。)等その内容及び漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度等に応じ

て、当該保有個人情報等にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員を必要最小限の範囲に限り、その権限の内容を当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（複製等の制限）

第16条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、主任保護管理者は、次の行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、主任保護管理者の指示に従い行うものとする。

- （1）保有個人情報等の複製
- （2）保有個人情報等の送信
- （3）保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバ内に内蔵されているものを含む。以下同じ。）の外部への送付又は持ち出し
- （4）その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第17条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、主任保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

（媒体の管理等）

第18条 職員は、主任保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 職員は、特定個人情報等が記録された電子媒体、書類等を、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域又は特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させる必要が生じた場合（庁舎内の移動等の場合を含む。）には、容易に個人番号が判明しないよう安全な方策を講ずるものとし、特定個人情報等の盗難、紛失等に留意する。

（誤送付等の防止）

第19条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体（文書の内容だけでなく、付加情報（PDFファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることに注意する。）の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・

事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

第20条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、主任保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第21条 主任保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(外的環境の把握)

第22条 保有個人情報等が、外国（クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人番号の利用の制限等)

第23条 主任保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務に限定する。

- 2 個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。
- 3 個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法第19条第12号から第16号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。
- 4 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集し、又は保管してはならない。
- 5 主任保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域について、事務取扱担当者以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧できないよう留意する。

第6章 個人情報ファイルの取扱い

(個人情報ファイルの保有等の報告)

第24条 主任保護管理者は、課室において法令に基づく個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を副総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、個人情報保護法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについてはこの限りでない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を原子力規制委員会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 個人情報保護法第75条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは(5)若しくは(7)に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- (9) 個人情報保護法第76条第1項（開示請求権）、第90条第1項（訂正請求権）又は第98条第1項（利用停止請求権）の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (10) 個人情報保護法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (11) 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- (12) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第50条に定める事項

2 副総括保護管理者は、前項の報告があった場合には、速やかに、前項に掲げる事項を総括保護管理者に通知しなければならない。

3 前2項の規定は、第1項各号に掲げる事項の変更について準用する。

4 総括保護管理者は、個人情報ファイル簿を作成し、原子力規制委員会ホームページ等において公表する。

第7章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第25条 主任保護管理者（情報システムを整備・管理する課室等の長に限る。以下この章及び次章において同じ。）は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。第33条を除き、以下この章及び次章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のた

めに必要な措置を講ずる。

- 2 主任保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（アクセス記録）

第26条 主任保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

- 2 主任保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

（アクセス状況の監視）

第27条 主任保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

（管理者権限の設定）

第28条 主任保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（外部からの不正アクセスの防止）

第29条 主任保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

- 2 個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第30条 主任保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

（情報システムにおける保有個人情報等の処理）

第31条 職員は、保有個人情報等（個人番号を除く。以下この条及び第43条において同じ。）につい

て、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。主任保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第32条 主任保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。

2 職員は、前項の規定を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(入力情報の照合等)

第33条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

第34条 主任保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第35条 主任保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第36条 主任保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第37条 主任保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員は、主任保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではいない。

(第三者の閲覧防止)

第38条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第39条 主任保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等必要な措置を講ずる。

第8章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第40条 主任保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

2 主任保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 主任保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第41条 主任保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

2 主任保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第9章 保有個人情報等の提供等

(保有個人情報等の提供等)

第42条 主任保護管理者は、法令に基づく場合を除き、保有個人情報を提供してはならない。

2 主任保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。

3 主任保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措

置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録し、必要に応じ、改善要求等の措置を講ずる。

- 4 主任保護管理者は、個人情報保護法第109条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
- 5 主任保護管理者は、個人情報保護法第115条の規定（個人情報保護法第118条第2項において準用する場合を含む。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「匿名加工情報利用契約者」という。）に対し、行政機関等匿名加工情報について漏えい、その他の適切な管理に支障を生じた場合の報告を求め、当該報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、匿名加工情報利用契約者がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

第10章 個人情報等の取扱いの委託

（業務の委託等）

第43条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、当該保有個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8第1項ただし書の規定により契約書を省略する場合にあっては、書面。次条第1項及び第4項において同じ。）に、次の事項を明記するとともに、委託先における管理体制等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 当該保有個人情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。第3項及び次条第3項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項（再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。）
 - (3) 当該保有個人情報等の複製等の制限に関する事項
 - (4) 当該保有個人情報等の安全管理措置に関する事項
 - (5) 当該保有個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 当該保有個人情報等の管理の状況についての調査に関する事項
 - (7) 委託終了時における当該保有個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (8) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任の措置その他必要な事項
 - (9) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された当該保有個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する当該保有個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
 - 3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や当該保有個人情報等の管

理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

- 4 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等当該保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記する。
- 6 保有個人情報等を提供し、又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先における利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

(個人番号利用事務等の委託等)

第44条 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託予定先において、番号法に基づき原子力規制委員会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。また、契約書に、前条第1項に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を明記する。

- (1) 委託先事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止に関する事項
- (2) 漏えい等の事案が発生した場合の委託先の責任に関する事項
- (3) 特定個人情報等を取り扱う事業従事者の明確化及び事業従事者に関する監督・教育に関する事項
- (4) 契約内容の遵守状況についての報告に関する事項
- (5) 原子力規制委員会が必要と認める場合の委託先に対する実地調査に関する事項

- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、委託先において、原子力規制委員会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- 3 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握を行うに当たり、契約書に基づき、委託先に報告を求め、職員が実地の監査、調査等を行うこと等により、契約に定めた内容の実施の程度を確認した上で、委託の内容等の見直しの検討を含め、適切に評価する。
- 4 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託をする場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第11章 サイバーセキュリティの確保

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第45条 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリテ

ィに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

第12章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第46条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、事務取扱担当者がこの規定等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全管理の上で問題となる事案が発生した場合においては、その事案等を把握した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する主任保護管理者に報告する。

- 2 主任保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために、必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることも含む。）ものとする。
- 3 主任保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を原子力規制庁長官に速やかに報告する。
- 5 主任保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(法に基づく報告及び通知)

第47条 保有個人情報等の漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法施行規則第43条各号に掲げる事態が生じたときは、個人情報保護法施行規則第44条で定めるところにより、個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知について、前条と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）第2条各号に掲げる事態が生じた場合における番号法第29条の4に規定する個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知についても同様とする。

(公表等)

第48条 個人情報保護法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への連絡等の措置を講ずる。

- 2 国民の不安を招きかねない事案（前項による公表を行う漏えい等が発生したとき、この規程に対す

る違反があったとき、委託先において保有個人情報等及び特定個人情報等の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等)については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会へ情報提供を行うことが望ましい。

第13章 監査及び点検の実施

(監査)

第49条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む原子力規制委員会における保有個人情報等の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

2 監査責任者は、前項の監査を行うに当たっては、指定する職員に実地に監査させることができる。

(点検)

第50条 主任保護管理者は、各課室等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第51条 総括保護管理者、主任保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第14章 補則

(行政機関匿名加工情報の提供に係る個人情報保護委員会への報告)

第52条 次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- (1) 匿名加工情報利用契約者が個人情報保護法の規定又は契約に違反した場合その他必要と判断した場合
- (2) 個人情報保護法第120条各号により匿名加工情報利用契約者との契約を解除しようとするとき及び解除したとき

(原子力規制委員会情報セキュリティポリシーの適用)

第53条 第7章及び第8章に定めのない事項については、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーの定めるところによる。

(細則)

第54条 この規程に定めるもののほか、原子力規制委員会における保有個人情報等及び特定個人情報等の管理に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。

附 則

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（令和2年原子力規制委員会規則第15号）の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月25日から施行する。